

「一般原則」等の一部修正

(第4項の修正、「日本標準産業分類の適用に当たって留意すべき事項」の追記)

事務局

I 一般原則「第4項 分類の構成」の修正

1 主旨

現行の一般原則における「第4項 分類の構成」では、日本標準産業分類が4段階の階層であること、各分類項目の項目数及び各分類項目の表記方法の3つの内容が記載されている。

「一般原則」には、「産業の定義」、「事業所の定義」、「分類の基準」等といった日本標準産業分類に関する共通的な原則を記載することが基本である。

この趣旨を考慮すると、「第4項 分類の構成」においては、4段階の階層であることと各分類項目の表記方法の2つの内容を記載することが適切であると考えられる。また、各分類項目の項目数の記載部分は、改定後の各分類項目の数を集計したものであり、「一般原則」であるとは説明し難いため、「一般原則」でなく、その参考として末尾に掲載する。

2 修正案

[現行]

本分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その構成は、大分類 20、中分類 99、小分類 530、細分類 1,460 となっている。

(表は省略)

本分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2けた、小分類項目が3けた、細分類項目が4けたの数字で示されている。



[修正案]

本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。

また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

3 「一般原則」の参考の記載案

[参考] 本分類の各階層の項目数は、以下の表のとおり、大分類 20、中分類 99、小分類 536 及び細分類 1,473 である。

大 分 類	中 分 類	小 分 類	細 分 類
A 農 業 、 林 業	2	11	33
B 漁 業	2	6	21
C 鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	1	7	32
D 建 設 業	3	23	55
E 製 造 業	24	177	598
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4	10	20
G 情 報 通 信 業	5	20	45
H 運 輸 業 、 郵 便 業	8	33	63
I 卸 売 業 、 小 売 業	12	66	205
J 金 融 業 、 保 険 業	6	24	72
K 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	3	15	28
L 学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	4	23	42
M 宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	3	18	30
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	3	23	69
O 教 育 、 学 習 支 援 業	2	16	36
P 医 療 、 福 祉	3	18	41
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	2	6	10
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	9	34	67
S 公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	2	5	5
T 分 類 不 能 の 産 業	1	1	1
(計) 20	99	536	1,473

II 「日本標準産業分類の適用に当たって留意すべき事項」の扱い

1 経緯と主旨

分類項目の細分又は集約については、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和27年政令第396号。以下「分類政令」という。）の第2条のただし書において、「公示分類表そのままによることができない場合は、公示分類表の大分類項目以外の分類項目を細分又は集約した分類項目表によって統計調査の結果を表示することができる」旨が規定されていた。

しかしながら、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴って分類政令が廃止されたが、その後においても、その廃止前と変わらない運用を可能とするため、告示に「日本標準産業分類の適用に当たっての留意事項」として公示していた。

今般、その位置付けを明確にするため、当該記載部分を追加する。

2 追記案

(1) 本分類は、統計調査により作成する公的統計に対し、その施行日以後に適用される。ただし、その施行日前に表示する場合であっても、本分類を適用することができる。

(2) 本分類の適用に当たっては、上記統計の作成目的等に応じて、本分類の一部の分類項目のみを使用することができるほか、以下に示す一定の範囲において、大分類項目を除く分類項目の細分又は集約を行うことができる。

ア 細分する場合

- ① 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属するいずれか一つの小分類項目又は細分類項目を新たな中分類項目として設定することができる。
- ② 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属する複数の小分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。
- ③ 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属する同一の小分類項目における複数の細分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。
- ④ 小分類項目又は細分類項目を細分する場合には、上記のア①、②及び③に準ずる。

イ 集約する場合

- ① 中分類項目を集約する場合には、同一の大分類項目に属する複数の中分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。ただし、異なる大分類項目に属する中分類項目を互いに集約することはできない。
- ② 小分類項目又は細分類項目を集約する場合には、上記のイ①に準ずる。

Ⅲ 参考1 (分類政令等の記載内容の比較)

分類政令 (昭和27年)	総務省告示第405号 (平成25年10月30日)	日本標準職業分類 (平成21年12月)
<p>第2条 (略)ただし、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。</p>	<p>5 日本標準産業分類の適用に当たって留意すべき事項 本分類の適用に当たっては、前項の分類表の大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。</p>	<p>1 この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す一定の範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。</p> <p>(1) 小分類項目の下に細分類項目を設定することができる。ただし、この場合、小分類項目と細分類項目の間の整合性を確保する必要がある。</p> <p>(2) 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を新設すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を新設することができる。</p> <p>(3) 小分類項目に関して、(略)</p> <p>(4) (2)及び(3)により分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。</p>

Ⅲ 参考2（分類項目を細分又は集約している例）

1 具体例①【令和3年経済センサス - 活動調査産業分類の例】

日本標準産業分類	令和3年経済センサス [以下は、小分類相当]
I 卸売業, 小売業 521 農畜産物・水産物卸売業 5211 米麦卸売業 5212 雑穀・豆類卸売業 5213 野菜卸売業 5214 果実卸売業 5215 食肉卸売業 5216 生鮮魚介卸売業 5219 その他の農畜産物・水産物卸売業	52A 米穀類卸売業 52B 野菜・果実卸売業 52C 食肉卸売業 52D 生鮮魚介卸売業 52E その他の農畜産物・水産物卸売業

2 具体例②【令和2年国勢調査の例】

日本標準産業分類	令和2年国勢調査
E 製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 281 電子デバイス製造業 282 遠視部品製造業 283 記録メディア製造業 284 電子回路製造業 285 ユニット部品製造業 289 その他の電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	E 製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 28a 電子部品・デバイス・電子回路製造業
I 卸売業, 小売業 58 飲食料品小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業	I 卸売業, 小売業 58 飲食料品小売業 586 菓子・パン小売業 58n 料理品小売業 58p その他の飲食料品小売業

3 項目数の比較

	日本標準産業分類	令和3年経済センサス	令和2年国勢調査
項目数（小分類相当）	530	598	253